

福岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 2 1 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 福 田 浩

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第 6 号

福岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の
付与に関する規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 2 0 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段」に改める。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（公示による通知の方法）

第 3 条の 2 条例第 1 5 条第 4 項（条例第 2 2 条第 3 項及び第 2 9 条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（条例第 1 5 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。第 1 号において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第９号の５イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの
第１６条第１項中「第１５条第３項後段」を「第１５条第４項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和８年５月２１日から施行する。